

子育て家庭を地域で支える体制整備について

【担当省庁：内閣府、厚生労働省】

1 地域の子育て支援環境の充実

地域において、子どもの健やかな育ちにつながる保育等の環境を整備する必要があるとともに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などによる子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域全体で子育て家庭を支えていくことも重要であることから、以下の施策を講じていきたい。

- 異年齢保育のための間取りの変更、アレルギー児専用の給食設備の整備やプールの滑り止め処理などの保育の質の向上、安全対策の充実を図るために、**保育所等整備交付金の補助要件以下の保育環境改善事業についても補助対象**としていただきたい。
- 子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業については、**地域の実情に応じて職員の配置、開設日数などの要件を緩和**していただきたい。

京都府の担当課	府民生活部 男女共同参画課(075-414-4291) 健康福祉部 こども総合対策課(075-414-4631)	家庭支援課(075-414-4592)
---------	---	---------------------

■在宅育児における現状・課題

- ・核家族化や地域とのつながりの希薄化により、身近で気軽に相談できる相手を探すことが難しく、子育てに対する負担感・孤立感が高まっている。

■国の保育所施設整備に対する補助制度

- ▶ **保育所等整備交付金**（平成30年度予算 663.7億円）
市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所にかかる施設整備事業及び保育園等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市町村に交付金を交付
→現行の補助制度は、**5,000千円以上**の大規模な改修が対象

■京都府の保育所施設整備に対する補助制度

- ▶ **保育等子育ち環境充実事業**（平成30年度予算 100,000千円）
保育環境質の向上のため、未就学児が利用する児童福祉施設の施設・設備整備に対して助成
・補助上限：1,000千円／施設

<整備例>

○保育の質の向上

- ・異年齢保育（※）推進のための保育室の間取りの変更
・異なる年齢の児童と一緒に保育すること
・食育推進のための耕作スペース整備や必要な機材等の設置

○安全対策

- ・アレルギー児専用の給食設備の整備
・滑り止め防止のためのプールサイドの吸水・撥水等の処理

○衛生対策

- ・階段やトイレ等の抗菌性手すりの設置
・保育質全体を管理する空気清浄機の設置

○防災対策

- ・ディーゼル発電機の設置

■国の在宅育児支援に対する補助制度

- ▶ **地域子育て支援拠点事業**（子ども・子育て支援交付金（平成30年度予算 1,188億円）の内数）
乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う。
→現行の補助制度は、**専任の職員配置と、週3日以上の開設**が要件となっている。

- ▶ **一時預かり事業**（子ども・子育て支援交付金（H30年度予算 1,188億円）の内数）
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所について、一時預かり、必要な保護を行う。
→現行の補助制度は、**保育従事者の配置が要件**となっている。

■京都府の一時預かり等に対する補助制度

- ▶ **未入園児一時保育事業**（平成30年度予算 46,000千円）
子育てサポートセンター事業に取り組んでいる一部の保育所・認定こども園において、在宅育児をされている保護者の不安の軽減やリフレッシュのために、保育所に登録した保護者の子育てに関する情報提供、育児教室等の開催と一時預かりのサービスを提供する事業
<主な実施要件>
 - ・原則、土曜日又は日曜日に年24回を目途に開設
 - ・職員を2名以上配置（併任職員可）

2 子どもの居場所づくりの拡充

京都府でも、母子・父子世帯の小・中学生の40人に1人が孤食の状態になっており、このような貧困家庭の子どもについては、生活習慣が不規則になっているほか、学力低下や全日制高校進学率の低下が重要な問題となっている。

国においても、子どもの貧困対策として、こうした子どもの居場所の拡充づくりのため、子ども食堂やシェアハウスの開設等にかかる財政措置等を講じられたい。

特に、子ども食堂を運営する上で、安定的な食材供給体制の構築は非常に重要であるため、国レベルでの広域的・組織的な食材提供の仕組みを構築されたい。

■京都府内の母子・父子世帯における食事の状況

- ▶ 小・中学生の約40人に1人が孤食の状態にある
※平成28年度京都府母子・父子世帯実態調査結果

■貧困世帯の学力状況

- ▶ 平成28年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答率（主なもの）

小学校6年生	国語	算数
府全体	74.0	80.0
要保護家庭	57.3	65.0
準要保護家庭	67.3	72.5
ひとり親家庭	67.3	72.5

■貧困世帯の全日制高校進学率

- ▶ 中学校卒業生の主な進路状況（平成29年3月）

京都府全体	要保護家庭	準要保護家庭	ひとり親家庭
93.7	75.6	89.6	88.7

※京都府子どもの貧困の実態に関する調査結果（平成29年度実施）

■京都府が独自に取り組む「きょうとこどもの城づくり事業」の概要

- ▶ 経済的な理由等で困難な課題を抱える子どもの家庭的な雰囲気の中で生活習慣の確立や学習習慣の確立を支援する「こどもの城」づくりのための総合的なメニューを創設（平成30年度予算 167,009千円）

- ▶ 事業者が地域のニーズや実情に応じて多様なメニューから必要な支援を選択可能

きょうと子ども食堂の開設・運営支援	▶ こども食堂の開設と運営を支援（毎月1回以上） 運営費 1万円／日（上限150日） 開設費 20万円／1カ所（1回限り）
こどもの居場所の開設・運営支援	▶ ひとり親家庭の子どもの居場所の運営・開設支援 ▶ 生活困窮世帯等の子（中学生等）を対象とした居場所を設置し生活能力や学力等の向上を支援
地域未来塾の開設	▶ 地域の協力による小・中学生対象の原則無料の学習支援
シェアハウスの開設	▶ 児童養護施設の退所児童などを対象としたシェアハウスを開設
フリースクールの実施	▶ 不登校児童・生徒の社会的自立を支援

■子ども食堂・シェアハウス開設等にかかる主な費用

子ども食堂の開設・運営	・軽微な建物修繕経費、調理用備品・食事に要する什器類にかかる経費 ・運営にかかる会場使用料（水道光熱費用含む）、周知・広報経費等
シェアハウスの開設	・既存施設の改修費用 ・設備備品購入に要する経費

■国の主な子どもの貧困対策にかかる制度

- ▶ ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト

内閣府	・子どもの貧困対策にかかる取組支援（相談窓口の設置や交付金等）
厚生労働省	・ひとり親家庭等の自立支援 ・子どもの居場所づくり
文部科学省	・地域未来塾による学習支援 ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置

■食材提供体制における現状課題

- ▶ 現在、大口の食材提供協力企業を獲得するため、各活動団体が個別に交渉している状況
- ▶ 協力企業が全国のフードバンク等へ食材を提供することができる全国的な流通の仕組みがない状況
- ▶ 京都府の独自取組
京都府域全体をカバーし、小口から大口まで対応できる新たな食材提供の仕組みとして「きょうとフードセンター」を平成30年3月に設置

3 病児保育の充実に向けた支援

共働き世帯が増加する中で、子どもの体調不良時にも安心して預けられる病児保育の環境を整備することは重要であることから、以下の施策を講じていただきたい。

- 病児保育事業は、利用児童数が見込みにくいが、専任の保育士等が必要となり、安定した運営のために補助額を引き上げていただきたい。
- 病児保育事業にかかる開設準備経費については、医療機関等において新たな保育のための施設や備品の整備が推進されるよう国の補助上限額を引き上げていただきたい。

4 育児と介護の両立支援

晩婚化・晩産化の進行により、子育てと同時に介護も担う「ダブルケア」が増えしており、子育てと介護をしながら仕事を続けられるような環境づくり・企業への意識改革などが重要となっており、市町村においても新たな課題に対応することが必要となっている。

安心して子どもを産み育てられる社会のためには、国としても地方と協力し、企業への働きかけを一層行うとともに、育児・介護のダブルケアを行う子育て家庭を支える市町村への相談体制整備などの都道府県の取り組みに対し財政支援を講じていただきたい。

■府内の病児・病後児施設（平成29年度：24箇所 延年間利用者数：11,185人）

利用者の変動、運営費補助が足りない、保育士等の確保が困難などの理由から施設数が伸び悩んでいる（27年度：21箇所、28年度：22箇所、29年度：24箇所）

■京都府少子化対策基本計画における数値目標

▶ 休日・夜間保育、病児・病後児保育事業を行っている施設数
<目標数値>100箇所（平成31年度） <実績>66箇所（平成27年度）

■国の病児保育に対する補助制度

▶ 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金（平成30年度予算 1,188億円）の内数）

児童が発熱等の急な病気となった場合、病院等に付設された専用スペースにおいて保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において緊急的な対応等を行う事業に対する補助

○運営費補助

- ・病児対応型：2,423,000円+505,000円（10人以上50人未満の場合）～
- ・病後児対応型：2,012,000円+505,000円（同上）～

○開設準備経費：以下の施設を対象に施設改修等にかかる経費を補助（上限400万円）

<対象経費>

- ・施設整備：新築、増築、改築、改修等に必要な工事費、工事請負費、工事事務費
- ・設備整備：設備整備に必要な需用費、備品購入費、工事請負費

■京都府の病児保育整備促進事業（国の補助事業に上乗せ）（平成30年度予算 115,141千円）

▶ 既存施設の改修等により、医療機関において新たに病児保育を実施するために必要な施設及び備品整備に対する補助（上限700万円）

	国	府	市町村
国事業（400万円以下の部分）	1／3	1／3	1／3
府事業（400万円を超える部分）	—	1／2	1／2

京都府補助実績（平成25年度～平成29年度）：10カ所、21,510千円（上乗せ分）

■府内における育児と介護のダブルケアを実施者数（推計）

約5千人（平成27年国勢調査ベース）

■京都府のダブルケアサポート事業（平成30年度6月補正予算 6,000千円）

▶ 相談・支援体制の強化

- ・市町村職員等がダブルケアの現状と子育て・介護の両制度を理解するための研修実施 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターの職員、訪問支援等を行う助産師等を対象に全校の先進事例の紹介、具体的な方法を考えるワークショップ等を行う

▶ 当事者間のコミュニティづくり

- ・ダブルケアラーの精神的負担を軽減するための当事者同士の交流や情報交換・提供の場（「ダブルケアカフェ」）の運営支援として、ダブルケア経験者をピアセンターとして要請し、それぞれの交流の場へ派遣

▶ 企業の意識改革

- ・ダブルケアによる離職を防ぐとともに、企業の人材不足に対応するため、企業訪問による仕事とダブルケアの両立にかかる相談やセミナーを実施